

山口市統合型・公開型GIS更改業務 提案書等作成要領

「提案書」及び「見積書」の作成に当たっては、「山口市統合型・公開型GIS更改業務仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容を踏まえた上で、本要領に従い作成し、提案者としてのアピールポイントを明記すること。また、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な資料とすること。

1 提案書

(1) 基本事項

- ・ 本業務の目的を踏まえた基本的な方針やコンセプトについて記述すること。
- ・ 提案を実現するためのシステムの全体構成を、図示の上、具体的に記載すること。

(2) システム内容（統合型GIS・公開型GIS）

- ・ 主要機能や特長的な機能を中心に、統合型GISの画面構成や操作方法を図などを用いて記述すること。また、職員による内製的なレイヤの作成・共有方法など、地図情報の庁内共有の促進につながる仕組・機能について記述すること。
- ・ 主要機能や特長的な機能を中心に、公開型GISの画面構成や操作方法を図などを用いて記述すること。また、地図情報の公開の促進につながる仕組・機能について記述すること。

(3) データ移行

- ・ レイヤデータ等の移行工程、移行手法、確認手法を記述すること。
- ・ 本市側で必要となる作業内容やレイヤデータの更新制限期間の想定等について記述すること。
- ・ 現行システムのレイヤ表示環境の再現に係る対応について記述すること。

(4) セキュリティ対策

- ・ システムへのアクセス制御やアクセスログの取得に関することを含め、提案するシステムやデータセンターのセキュリティ対策について具体的に記述すること。

(5) 運用保守

- ・ システムの保守の内容、パッケージシステムとしての機能向上の考え方等について具体的に記述すること。また、障害発生時の対応体制について具体的に記述すること。
- ・ 職員向けのヘルプデスクや研修計画など、利活用の促進や業務効率化・高度化につながる職員のサポート体制について具体的に記述すること。

(6) 実施体制等

- ・ 本業務の実施体制を図示すること。また、本業務を遂行する技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）を地方公共団体での業務実績状況とあわせて記述すること。
- ・ 作業着手から運用開始までの具体的な作業工程、作業分担や作業工数等を記述した「業務工程表」を図示すること。また、本市側で必要となる作業内容等について具体的に記述すること。

(7) その他の有益な提案

- ・ 職員の業務効率化・高度化、オープンデータカタログサイトに関する事など市民サービスの向上につながる提案、システムの拡張性を踏まえた提案、その他本市がDXを推進するに当たり有益な提案があれば記述すること。また、当該提案については本業務の見積書の範囲内での実施の可否を明示すること。

2 見積書

(1) 山口市長宛てとすること。

(2) 構築業務に係る費用

- ・ 仕様書に記載している事項及び本業務を遂行する上で必要な費用を全て含めること。また、オプションやカスタマイズで対応する必要がある場合は、当該費用を含めること。
- ・ 各業務に係る費用の内訳が分かるように具体的に記載すること。

(3) 運用保守業務に係る費用

- ・ 令和6年3月分の運用保守費用を記載すること（1年間の運用保守費用の総額に基づく1か月分の運用保守費用）